

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和4年度社会保障関係予算
著者 / 所属	石川 駿 / 厚生労働委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	442号
刊行日	2022-2-4
頁	106-120
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220204.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220204.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

## 令和4年度社会保障関係予算

石川 駿

(厚生労働委員会調査室)

1. はじめに
2. 令和4年度社会保障関係予算の編成の経緯
3. 令和3年度補正予算及び令和4年度予算の主要事項
4. おわりに

### 1. はじめに

令和4年度一般会計予算（107兆5,964億円）における社会保障関係費は、過去最大の36兆2,735億円であり、一般会計予算の33.7%を占める。前年度当初予算比で4,393億円（+1.2%）の増額となった<sup>1</sup>。

社会保障関係費の内訳は、年金給付費12兆7,641億円<sup>2</sup>（前年度当初予算比+636億円、+0.5%）、医療給付費12兆925億円（同+1,104億円、+0.9%）、介護給付費3兆5,803億円（同+1,141億、+3.3%）、少子化対策費3兆1,094億円（同+636億円、+2.1%）、生活扶助等社会福祉費4兆1,759億円（同+1,093億円、+2.7%）、保健衛生対策費4,756億円（同+15億円、+0.3%）、雇用労災対策費758億円（同▲233億円、▲23.5%）となっている<sup>3</sup>。また、厚生労働省所管の特別会計の歳出純計額については、労働保険特別会計が4兆6,788億円（同▲2,414億円、▲4.9%）、年金特別会計<sup>4</sup>が71兆6,168億円（同+3,313億円、+0.5%）となっている。このほか、厚生労働省所管分として東日本大震災復興特別会計に105億円（同▲29億円、▲21.9%）が計上されている（一般会計予算及び社会保障関係費の内訳については、次頁の図表参照）。

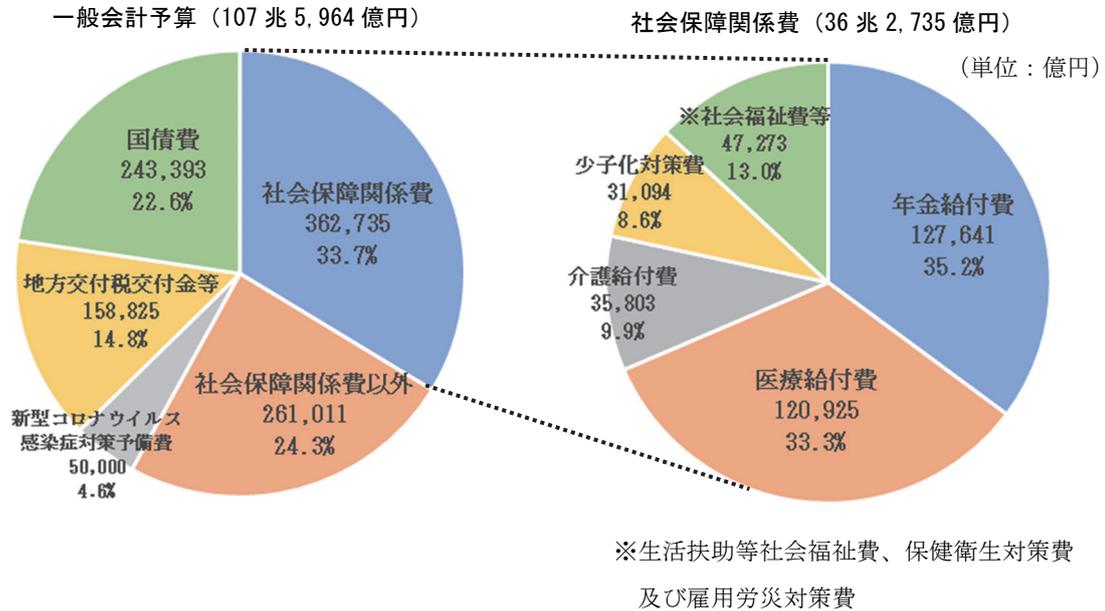
<sup>1</sup> 一般会計歳出から国債費及び地方交付税交付金等を除いた一般歳出（67兆3,746億円）に占める社会保障関係費の割合は53.8%である。

<sup>2</sup> 令和4年度の年金額改定率を▲0.4%と見込んで計上している。

<sup>3</sup> 計数については、四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しないものがある（以下同）。

<sup>4</sup> 子ども・子育て支援勘定は内閣府と共管となっている。

図表 令和4年度一般会計予算及び社会保障関係費の内訳



(出所) 財務省「令和4年度予算のポイント」及び「令和4年度社会保障関係予算のポイント」  
(2021年12月) から作成

本稿では、令和3年度補正予算及び令和4年度予算がいわゆる「16か月予算」として編成されるまでの経緯に触れつつ、その主要事項を紹介する。

## 2. 令和4年度社会保障関係予算の編成の経緯

### (1) 骨太方針2021

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)(以下「骨太方針2018」という。そのほかの各年における「経済財政運営と改革の基本方針」についても同様とする。)において策定された「新経済・財政再生計画」は、令和元年度から令和3年度までの3年間を社会保障改革を軸とする基盤強化期間と位置付け、令和4年に団塊世代が75歳になり始めることを踏まえ、同期間内は社会保障関係費の実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることとした。また、骨太方針2018では、同計画の実現に向けて、社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を、骨太方針2020において取りまとめるとされた。

しかし、令和2年に新型コロナウイルス感染症が世界的に流行したことを受け、骨太方針2020(令和2年7月17日閣議決定)では、基盤強化を進めつつも、同感染症への対応に重きが置かれることとなった。

骨太方針2021(令和3年6月18日閣議決定)においては、感染症を機に新たな仕組みの構築を進める方針等が示されるとともに、骨太方針2020等の内容に沿って、社会保障制度の基盤強化を着実に進めるとされた。また、社会保障関係費の実質的な増加についても、

令和4年度から令和6年度までの3年間について、基盤強化期間と同様、高齢化による増加分に相当する伸びにおさめるとされた。

## (2) 概算要求

概算要求の際の指針となる「令和4年度の概算要求に当たっての基本的な方針について」が令和3年7月7日に閣議了解された。同方針において、年金・医療等に係る経費は、高齢化等に伴ういわゆる自然増として、前年度当初予算に6,600億円を加算した額の範囲内で要求することとされた。

## (3) コロナ克服・新時代開拓のための経済対策

### ア 閣議決定までの経緯

令和3年10月4日に就任した岸田内閣総理大臣は、新型コロナウイルス感染症に対する支援のため、速やかに経済対策を策定する旨を表明した<sup>5</sup>。その後、岸田内閣は、11月19日に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を閣議決定した。その裏付けとなる令和3年度補正予算については、いわゆる「16か月予算」として、令和4年度予算と一体的に編成するとされた。なお、菅前内閣も、令和2年度第三次補正予算と令和3年度予算を、いわゆる「15か月予算」として一体的に措置し、新型コロナウイルス感染症に対応している。

### イ 社会保障分野に関する主な内容

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」は、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止」、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、「未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動」、「防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保」を4つの柱としている。

新型コロナウイルス感染症対策としては、ワクチン接種の進展による抑制効果等も踏まえ、今後、感染力が2倍<sup>6</sup>になった場合にも対応可能な医療提供体制の強化を図るとされた。それに加えて、ワクチン接種の促進、検査の環境整備、治療薬の確保等による予防、発見から早期治療までの流れの強化、感染防止策の徹底、事業者や生活困窮者等への支援等を進めるとされた。

また、看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直すこととされた。

そのほか、当面の雇用調整助成金<sup>7</sup>等の財源確保及び雇用保険財政の安定を図るため、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する

<sup>5</sup> 岸田内閣総理大臣記者会見（2021.10.4）〈[https://www.kantei.go.jp/jp/100\\_kishida/statement/2021/1004kaiken.html](https://www.kantei.go.jp/jp/100_kishida/statement/2021/1004kaiken.html)〉（以下、各URLの最終アクセス日は全て2022年1月18日）。

<sup>6</sup> 若年者のワクチン接種が70%まで進展し、それ以外の条件が令和3年夏と同一である場合と比較し、新たな変異株の流行や、生活行動の変化などによる、「令和3年夏の実質2倍程度の感染拡大が起こるような状況」のこと。

<sup>7</sup> 事業主が従業員を休業させた場合等に支払う休業手当の一部を、一定の要件の下で助成する制度。

る法律」(令和2年法律第54号)に基づき、一般会計から労働保険特別会計雇用勘定に任意繰入を行うとされた。また、令和4年度以降の雇用保険制度の安定的な財政運営の在り方を検討し、次期通常国会に法案を提出すると明示された。

なお、雇用保険財政については、新型コロナウイルス感染症等の影響による雇用情勢の悪化等により、雇用調整助成金等の支出が保険料収入を大幅に上回り、令和2年度末には、雇用安定資金残高が0円となった。また、失業等給付の積立金残高は、令和元年度決算では4兆4,871億円だったが、令和4年度予算案では0.05兆円となっており、大幅に減少している。

#### (4) 令和3年度補正予算

令和3年11月26日に令和3年度補正予算案が閣議決定された。歳出の追加額として37兆5,560億円が計上された<sup>8</sup>。厚生労働省所管分としては8兆9,733億円である<sup>9</sup>。

同補正予算について、令和3年12月6日に衆議院本会議及び参議院本会議で財政演説が行われた後、衆議院本会議では12月8日から、参議院本会議では12月9日から質疑が行われた。その後、衆議院予算委員会において、12月10日に趣旨説明、12月13日から質疑が行われ、12月15日に衆議院本会議で可決された。続いて、参議院予算委員会において、12月16日に趣旨説明、同日から質疑が行われた後、12月20日に参議院本会議で可決され、同補正予算は成立した。

#### (5) 令和4年度予算編成の基本方針

令和3年12月3日に「令和4年度予算編成の基本方針」が閣議決定された。同方針において、前述の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の速やかな実行が確認され、賃上げの促進等による働く人への分配機能の強化、看護・介護・保育等に係る公的価格の在り方の抜本的な見直し、少子化対策等を含む全ての世代が支え合う持続可能な全世代型社会保障制度の構築を柱とした分配戦略を推進するほか、新型コロナウイルス感染症の克服に向け、国民を守る医療提供体制や検査体制の確保、変異株を含む新たなリスクに対する万全の備えのためのワクチン・治療薬等の研究開発、雇用・事業・生活に対する支援等を推進するとされた。また、いわゆる「16か月予算」の考え方で、令和3年度補正予算と令和4年度予算を一体として編成することが再度確認された。

#### (6) 大臣折衝

令和4年度予算案の閣議決定に先立って、令和3年12月22日に、鈴木財務大臣と後藤厚生労働大臣による大臣折衝が行われた。その結果、主に次のとおり合意された。

##### ア 令和4年度社会保障関係費等

令和4年度の社会保障関係費の実質的な伸びは、令和4年度診療報酬・薬価等改定等

<sup>8</sup> 歳出の修正減少額を含めた歳出の補正額は35兆9,895億円である。

<sup>9</sup> うち一般会計が8兆4,628億円、労働保険特別会計が1兆2,547億円、デジタル庁計上分が246億円である。なお、一般会計から労働保険特別会計への繰入があるため、7,689億円が重複する。

の様々な改革努力を積み重ねることにより、令和3年度社会保障関係費（足元の医療費動向を踏まえ医療費にかかる国庫負担分を700億円程度減少させたベース）と比較し、+4,400億円程度（年金スライド分除く）とするとされた。なお、令和5年度以降の社会保障関係費については、新型コロナウイルス感染症による影響を含め医療費の動向を踏まえつつ、歳出改革努力を継続し、適切な水準となるよう毎年度の予算編成過程で協議するとされた。

## イ 診療報酬・薬価等改定

令和3年12月3日に、財政制度等審議会が「令和4年度予算の編成等に関する建議」を取りまとめた。同建議において同審議会は、薬価部分について、既存医薬品の薬価を市場実勢価格に合わせる形でいわゆるマイナス改定を行ってきたが、その場合でも、薬剤使用量の増加や新規医薬品の保険収載により、薬剤費総額は年平均伸び率2%強で増加していることを指摘した。薬価部分を除いた本体部分については、年平均▲1.6%を下回るマイナス改定を継続しない限りは、高齢化等による市場の拡大から医療機関等が収入増加を享受することが可能であったとし、本体部分のマイナス改定を続けることなくして医療費の適正化は到底図れないと指摘した。

また、12月8日の中央社会保険医療協議会において、支払側は、医療経済実態調査<sup>10</sup>によれば、総じて医療機関の経営は安定しているなどとし、「令和4年度は診療報酬を引き上げる環境がなく、国民の負担軽減につなげるべきであり、配分の見直しに主眼を置いたメリハリのある改定とする必要がある」と主張した<sup>11</sup>。一方で、診療側は、同調査報告によれば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が医療機関経営に大きな打撃を与えていること等を理由に、「令和4年度の診療報酬改定ではプラス改定しかあり得ない」と主張した<sup>12</sup>。

その後の大臣折衝では、改定率について次のとおり合意された。診療報酬は+0.43%（国費+300億円程度）のプラス改定とされた。そのうち、看護職員の処遇改善のための特例的な対応が+0.20%、リフィル処方箋<sup>13</sup>の導入・活用促進による効率化が▲0.10%、不妊治療の保険適用のための特例的な対応が+0.20%、小児の感染防止対策に係る加算措置（医科分）の期限到来<sup>14</sup>が▲0.10%となっている。上記を除いた通常改定分+0.23%

<sup>10</sup> 病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的として、中央社会保険医療協議会が実施する調査。

<sup>11</sup> 中央社会保険医療協議会1号側（支払側）委員「令和4年度診療報酬改定に関する1号側（支払側）の意見」（2021.12.8）（第503回中央社会保険医療協議会総会（2021.12.8）資料「総-5-1」）

<sup>12</sup> 中央社会保険医療協議会2号委員「令和4年度診療報酬改定に対する2号（診療側）委員の意見」（2021.12.8）（第503回中央社会保険医療協議会総会（2021.12.8）資料「総-5-2」）

<sup>13</sup> 症状が安定している患者について、医師の処方により、医療機関に行かずとも、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用できる、分割調剤とは異なる実効的な方策。骨太方針2021において、「症状が安定している患者について、医師及び薬剤師の適切な連携により、医療機関に行かずとも、一定期間内に処方箋を反復利用できる方策を検討し、患者の通院負担を軽減する」と明記されたほか、「令和4年度予算の編成等に関する建議」においては、「患者の通院負担の軽減や利便性の向上から、コロナ禍でそのニーズも増しているなか、その仕組みを大きく変えていくことが必要であり、時機を逸することなく導入すべきである」とされた。

<sup>14</sup> 新型コロナウイルス感染症に対応するに当たって、小児の外来診療においては、特に手厚い感染症対策が必要であること等を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱いがなされていた。なお、歯科・調剤分については、感

における各科の改定率は、医科が+0.26%、歯科が+0.29%、調剤が+0.08%となった。また、薬価は▲1.35%（国費▲1,600億円程度）のマイナス改定とされた。そのうち、実勢薬価改定が▲1.44%（国費▲1,600億円程度）、不妊治療の保険適用のための特例的対応が+0.09%（国費+50億円程度）となっている。また、材料価格は▲0.02%（国費▲20億円程度）となった。

#### ウ 看護、介護、障害福祉における処遇改善

令和4年度診療報酬改定では、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関<sup>15</sup>に勤務する看護職員を対象に、令和4年10月以降収入を3%程度（月額平均12,000円相当）引き上げるための処遇改善の仕組み<sup>16</sup>を創設するとされた。これらの処遇改善に当たっては、介護・障害福祉の処遇改善加算の仕組みを参考に、予算措置が確実に賃金に反映されるよう、適切な担保措置を講じることとするとされた。令和5年度において追加が必要となる所要額（国費+140億円程度）については、社会保障の充実に充てる歳出の見直しにより、安定財源を確保するとされた。

また、介護・障害福祉職員の処遇改善については、令和4年10月以降について臨時的報酬改定を行い、収入を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げるための措置<sup>17</sup>を講じることとするとされた（介護：国費+150億円程度、障害福祉：国費+130億円程度）。これらの処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で確実に賃金に反映されるよう、適切な担保策<sup>18</sup>を講じることとするとされた。令和5年度において追加が必要となる所要額（介護：国費+210億円程度、障害福祉：国費+180億円程度）については、介護は社会保障の充実に充てる歳出の見直しにより、障害福祉は被用者保険の適用拡大の満年度化に伴う歳出削減等により、安定財源を確保するとされた。

なお、保育士等の処遇改善については、鈴木財務大臣と野田内閣府特命担当大臣による大臣折衝において、令和4年10月以降について、公定価格の見直しにより、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を講じることとするとされた。

#### エ 雇用保険制度の見直し

雇用安定資金残高や失業等給付に係る積立金が厳しい状況にあることを踏まえて、現行0.2%とされている失業等給付の保険料率を、令和4年10月から令和5年3月まで0.6%とするとされた。

また、国庫負担については次のとおり合意された。求職者給付は、労働保険特別会計雇用勘定の財政状況及び雇用情勢が一定の基準<sup>19</sup>に該当する場合は現行の本則（1/4等）

---

染防止等の必要な対応に充てるものとするとしている。

<sup>15</sup> 救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台／年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関。

<sup>16</sup> 看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認めるとされた。

<sup>17</sup> 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認めるとされた。

<sup>18</sup> 現行の処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）を取得していることに加えて、具体的には、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図るなどの措置を講じるとされた。

<sup>19</sup> 前々年度の各月における基本手当の支給を受けた受給資格者の数を平均した数が70万人以上であり、かつ、前々年度の「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」（昭和44年法律第84号）第12条第5項の規定に基づき計算した割合（弾力倍率）が1未満である場合。

とし、それ以外の場合は現行の本則の10%とするとされた<sup>20</sup>。育児休業給付等については、同給付の収支状況等を踏まえ、現行の国庫負担を令和6年度末まで維持し、本則(1/8)の10%とするとされた。求職者支援制度は、雇用保険被保険者以外に対するセーフティネット機能を強化する観点から、令和4年度以降当分の間、現行の本則(1/2)の10%から55%とするとされた。

### オ 社会保障の充実等

社会保障・税一体改革の一環として行う社会保障の充実については、令和3年度補正予算において当初想定していた消費税増収分が確保されたことを踏まえ、令和3年度補正後予算に引き続き、公費2兆8,000億円程度(当該消費税増収分のうち消費税率1%分税収相当)を措置するとされた。また、医療情報化支援については、医療保険のオンライン資格確認等の導入及び令和5年1月からの電子処方箋の運用開始に当たって、医療機関・薬局のシステム整備を支援するため、医療情報化支援基金に公費735億円程度を措置するとされた。

### カ 全世代型社会保障の実現

後期高齢者支援金は、平成20年度は4.09兆円であったのに対して、令和2年度は6.84兆円<sup>21</sup>まで増加しており、現役世代の負担は増加し続けている。また、令和4年から団塊世代が75歳以上となり始めるため、後期高齢者が急増し、現役世代の負担はさらに増加すると見込まれている。こうした状況を踏まえて、令和3年6月4日に成立した「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)において、後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定所得以上<sup>22</sup>であるものについて、窓口負担割合を2割とすることとされていた。

同法律では、上記の施行期日は令和4年10月1日から令和5年3月1日の間において政令で定める日とされていたが、今回の大臣折衝において、令和4年10月1日から施行するとされた。

## (7) 令和4年度予算案の閣議決定

令和3年12月24日に令和4年度予算案が閣議決定された。その結果、概算要求時点では6,600億円程度(年金スライド<sup>23</sup>分除く)とされた社会保障関係費の実質的な伸びは、4,400億円程度(年金スライド分除く)に抑えられることとなった。その差2,200億円程度の内訳は、薬価等改定等で▲1,600億円程度、後期高齢者医療の患者負担割合見直しで▲300億円程度、被用者保険の適用拡大<sup>24</sup>等で▲300億円程度、診療報酬(リフィル処方箋の導入)で

<sup>20</sup> また、予算で定めるところにより、失業等給付等に要する費用の一部を国庫が負担することができることとするとされた。

<sup>21</sup> 概算賦課ベース。

<sup>22</sup> 課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上(単身世帯の場合。複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が320万円以上)。

<sup>23</sup> 令和4年度の年金改定率は▲0.4%(▲400億円程度)とされた。

<sup>24</sup> 令和2年5月29日に成立した「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第40号)において、週所定労働時間20時間以上、月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)、勤務期間

▲100億円程度、診療報酬（一般診療等の特例的評価等）で▲300億円程度、診療報酬（その他本体改定）で+300億円程度、処遇改善（保育等・障害）で+300億円程度、雇用調整助成金の特例（労働保険特別会計へ繰入）で▲200億円程度等とされている。

### 3. 令和3年度補正予算及び令和4年度予算の主要事項

厚生労働省は、令和3年度補正予算と合わせて、「新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた柔軟で強靱な保健・医療・介護の構築」、「未来社会を切り拓く「成長と分配の好循環」の実現」、「子どもを産み育てやすい社会の実現」、「安心して暮らせる社会の構築」を柱として令和4年度の予算措置を行うとしている。

以上の柱に沿って、令和3年度補正予算（以下「補正予算」という。）及び令和4年度予算（以下「当初予算」という。）の主要事項を併せて紹介する。

#### （1）新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた柔軟で強靱な保健・医療・介護の構築

##### ア 新型コロナウイルス感染症克服の保健・医療等体制の確保、研究開発の推進等

###### （ア）新型コロナウイルス感染症から国民を守る医療等提供体制の確保

補正予算では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による支援に2兆1,033億円が計上されている<sup>25</sup>ほか、医療用物資等の確保等に467億円、児童福祉施設等における感染症対策への支援に181億円、通いの場を始めとする介護予防や施設での面会等の再開・推進の支援に4.1億円、障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援に36億円、新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援に0.51億円、医薬品等の安定供給の確保に75億円が計上されている。

当初予算では、新興感染症等の感染拡大時に対応可能な災害派遣医療チーム（DMAT）体制の整備に8.0億円（前年度当初予算比+1.9億円）が計上されているほか、「医療のお仕事Key-Net」<sup>26</sup>等を活用した医療人材の確保に0.73億円（前年度と同額）が計上されている。

###### （イ）検査体制の確保、保健所・検疫所等の機能強化、ワクチン接種体制の構築

補正予算では、ワクチン接種体制の確保等に1兆3,879億円が計上されているほか、行政検査の実施等の感染拡大防止対策に1,972億円、検疫におけるワクチン接種証明書の電子化への対応に0.97億円、機動的な水際対策の推進や入国者の健康確認の体制確保に788億円、プレパンデミックワクチンの備蓄等様々な感染症対策の充実・強化に48億円、

---

1年以上である、学生でない被用者を、被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件が見直された。具体的には、令和4年度においては、令和4年10月1日以降、現行の500人超から100人超に引き下げられるほか、1年以上の勤務期間要件を撤廃する等とされた。また、常時5名以上使用される者がいる個人の事業所のうち、特定の業種に該当する場合に被用者保険の適用対象とされているところ、弁護士・税理士・社会保険労務士等の法律・会計事務を取り扱う士業を適用業種に追加するとされた。

<sup>25</sup> このうち新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金（医療）に2兆314億円を計上し、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要な感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、都道府県の取組を包括的に支援するとされた。また、新型コロナウイルス感染症対応看護職員等の人材確保に35億円を計上している。

<sup>26</sup> 医療機関・保健所等の医療人材の求人情報サイトのこと。

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）等の感染症対策システムの総合的な運用に向けた開発や機能・連携強化に97億円が計上されている。

当初予算では、水際対策の強化に向けた検疫所の検疫・検査体制の整備・拡充に217億円（同+10億円）の内数、I H E A T<sup>27</sup>による保健所の人員体制強化や地方衛生研究所の機能強化に6.4億円（同+0.8億円）が計上されている。

#### （ウ）研究開発の推進等

補正予算では、治療薬の実用化支援・供給確保等に6,075億円、新興感染症の治療薬等に関する研究開発等の推進に145億円、新型コロナウイルスワクチン開発支援等に2,562億円、国立感染症研究所等の体制強化に14億円が計上されている。

当初予算では、ワクチン開発・生産体制強化戦略等に基づく研究開発の推進に4.4億円（同+2.4億円）が計上されているほか、感染症に関する危機管理機能やサーベイランス機能の強化に資する研究の推進に94億円（前年度と同額）の内数、日本医療研究開発機構（AMED）における新型コロナウイルスに関する研究を含めた研究開発支援に440億円（前年度と同額）が計上されている。

#### イ 地域包括ケアシステムの構築、データヘルス改革等

##### （ア）地域医療構想・医師偏在対策・医療従事者の働き方改革の推進等

補正予算では、保健医療分野のデータ連携基盤の整備の推進に2.9億円が計上されている。

当初予算では、地域医療構想の実現に向けた地域医療介護総合確保基金（医療分）による支援に751億円<sup>28</sup>（同▲100億円）が計上されているほか、医師偏在対策の推進に14億円（同▲6億円）、医療従事者の働き方改革の推進に38億円（同▲5億円）が計上されている。

##### （イ）地域包括ケア、自立支援・重度化防止、認知症施策の推進

補正予算では、国民健康保険・介護保険等への財政支援に273億円が計上されている。

当初予算では、地域包括ケアシステムの実現に向け、介護を必要とする高齢者の増加に伴い、介護保険制度による在宅サービス、施設サービス等の提供に必要な経費を確保するために3兆1,515億円（同+1,122億円）が計上されている。また、地域づくりの加速化のための市町村に対する伴走的支援等の実施に新規に0.75億円、認知症施策推進大綱に基づく施策の推進に127億円（同+2億円）が計上されている。

##### （ウ）介護の受け皿整備・介護人材の確保の推進

補正予算では、介護ロボット開発等の加速化支援に3.9億円、自治体等における介護・障害福祉分野等のシステム標準化等の推進に41億円、介護福祉士修学資金等貸付事業による人材の確保に9.3億円が計上されている。

当初予算では、各都道府県に設置された地域医療介護総合確保基金（介護分）に549億

<sup>27</sup> Infectious disease Health Emergency Assistance Teamの略。感染拡大時に保健所業務を支援することのできる、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士などの専門人材の派遣の仕組み。

<sup>28</sup> 公費ベースでは1,029億円。

円<sup>29</sup>（前年度と同額）が計上されている。また、介護分野における生産性向上の推進に9.3億円（同+2億円）、介護職員の処遇改善の促進に508億円（前年度と同額）、外国人介護人材の受入環境の整備に8.3億円（同▲1.2億円）、介護助手等の普及を通じた多様な就労の促進に、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金386億円の内数と地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数が新規に計上されている。

#### （エ）予防・重症化予防・健康づくり、データヘルス改革の推進

補正予算では、審査支払システム等のICT化の推進に131億円、救急等における保健医療情報の利活用やオンライン資格確認の推進に21億円が計上されている。

当初予算では、オンライン資格確認及び電子処方箋の導入に向けた、医療情報化支援基金による医療機関・薬局のシステム整備の支援に新規に735億円が計上されている。また、保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの実施に1.1億円（同+0.1億円）が計上されている。

#### （オ）安定的で持続可能な医療保険制度の運営確保

当初予算において、各医療保険制度などに関する医療費国庫負担に要する経費を確保し、その円滑な実施を図るために11兆8,076億円（同+469億円）が計上されている。

## （2）未来社会を切り拓く「成長と分配の好循環」の実現

### ア 雇用維持・労働移動・人材育成等に向けた支援

#### （ア）雇用の維持・在籍型出向の取組への支援

補正予算では、雇用調整助成金の特例措置<sup>30</sup>について、令和4年3月まで延長し、雇用の維持・確保に取り組むほか、新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払を受けることができなかった者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等を支給するため、1兆854億円が計上されている。

当初予算では、雇用調整助成金等による雇用維持の取組への支援に5,843億円（同▲430億円）、産業雇用安定助成金等による在籍型出向の取組への支援に488億円（同▲93億円）が計上されている。

#### （イ）民間の知恵を活用して実施する「人への投資<sup>31</sup>」の強化

補正予算では、コロナ禍により大きな影響を受けている非正規雇用労働者等に対し、職業訓練と再就職支援を組み合わせ、労働移動やステップアップを支援するため、トライアル雇用助成金等の拡充、民間派遣会社を通じた研修・紹介予定派遣等を行う等の取組に808億円、IT分野への重点化によるデジタル人材の育成等に216億円が計上されている。

<sup>29</sup> 公費ベースでは824億円。

<sup>30</sup> 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、労使間の協定に基づき、雇用調整（休業）を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成する措置。

<sup>31</sup> 大臣折衝において、「人への投資を強化する3年間で4,000億円規模の施策パッケージについては、一定期間、一定の規模で強力に取り組むため、令和4年度において、人材開発支援助成金や教育訓練給付等の枠組みを活用することとし、民間の意見を踏まえた具体的な支援内容を決めるにあたり、外部有識者の意見を踏まえるなど、適切に実施する」とされている。

当初予算では、デジタルなど成長分野を支える人材育成の強化のために新規に504億円、非正規雇用労働者のキャリアアップのために新規に268億円、リカレント教育など生涯にわたる能力発揮の促進のために新規に96億円、成長分野などへの労働移動の円滑化支援のために新規に150億円が計上されている。

#### (ウ) 女性・非正規雇用労働者へのマッチングやステップアップ支援等

当初予算において、ハローワークの就職支援ナビゲーターによる求職者の状況に応じたきめ細かな担当者制支援に31億円（前年度と同額）、マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援に40億円（前年度と同額）、求職者支援制度による再就職支援に278億円（同+26億円）、新規学卒者等（専門学校生等）への就職支援に新規に4.6億円が計上されている。

### イ 多様な人材の活躍促進、働きやすい職場づくり

#### (ア) 就職氷河期世代、女性、高齢者などへの支援

当初予算において、ハローワークの専門窓口における専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援に18億円（同+1億円）、地域若者サポートステーションにおける就職氷河期世代の無業者の支援に47億円（同▲5億円）、男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援に126億円（同▲10億円）、不妊治療と仕事の両立支援に5.1億円（同+0.1億円）、女性活躍推進のための行動計画に基づく企業の取組支援に3.0億円（同+1.4億円）、70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高齢労働者の処遇改善を行う企業への支援に65億円（同▲15億円）、ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援に33億円（同▲1億円）、シルバー人材センターなどの地域における多様な就業機会の確保に170億円（同▲13億円）が計上されている。

#### (イ) 柔軟な働き方がしやすい環境整備、安全で健康に働くことができる職場づくり

補正予算では、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」（令和3年法律第74号）<sup>32</sup>に基づき、石綿関連疾病による精神上的苦痛を受けたことによる損害を賠償するための給付金等を支給するため、独立行政法人労働者健康安全機構での基金の創設に1,730億円が計上されている。

当初予算では、良質なテレワークの導入・定着促進に19億円（同▲9億円）、長時間労働の是正に125億円（同▲8億円）、総合的なハラスメント対策の推進に39億円（同▲2億円）が計上されている。

#### (ウ) 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等の推進、公正な待遇の確保

補正予算では、最低賃金の引上げへの対応を支援するための業務改善助成金の拡充に135億円、生活衛生関係営業者への経営に関する相談等支援に2.0億円、イベントの実施等による生活衛生関係営業の消費喚起に4.2億円が計上されている。

当初予算では、最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支

<sup>32</sup> 建設業務に従事していた元労働者等とその遺族が、石綿による健康被害を被ったのは、国が規制権限を適切に行使しなかったからであるとして、国家賠償法に基づく損害賠償を請求した建設アスベスト訴訟において、令和3年5月17日の最高裁判所の判決で国敗訴が確定した後、議員立法で成立した。

援に12億円（前年度と同額）、生活衛生関係事業者の収益力向上の推進等に1.1億円（同+0.22億円）、未払賃金立替払<sup>33</sup>の確実・迅速な実施に221億円（同▲1億円）、非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善を行う企業への支援に808億円（同+100億円）の内数、被用者保険の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援に7.5億円（同▲0.1億円）が計上されている。

#### ウ 看護、介護、保育などの収入引上げ

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」では、民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から前倒しで実施するとされた。また、看護については、まずは、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、段階的に収入を3%程度引き上げていくこととし、収入を1%程度（月額4,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から前倒しで実施した上で、同年10月以降の更なる対応について、令和4年度予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずるとされた。

補正予算では、保育士等、介護・障害福祉職員及び地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員の収入を引き上げるための措置について、令和4年2月から9月までの実施のために1,665億円が計上されている。

また、当初予算では、看護、介護、保育など現場で働く方々の収入の引上げとして、新規に395億円が計上されている。看護職員及び介護・障害福祉職員の処遇改善については、大臣折衝で合意されたとおり、令和4年10月以降の収入を引き上げるための措置や、確実な賃上げのための適切な担保策を講じるとされたほか、児童養護施設等の職員の処遇改善については、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、同年10月以降においても、引き続き実施するとされた。

なお、保育所等における収入の引上げについては、内閣府に計上されている。

### （3）子どもを産み育てやすい社会の実現

#### ア 子育て家庭や女性の包括支援体制

補正予算では、母子保健と児童福祉の一体的提供に向けた支援に602億円が計上されている。

当初予算では、子どもらしい生活を送ることができないヤングケアラー<sup>34</sup>を福祉サービスにつなぐコーディネーターの配置や実態調査・研修等支援体制の強化など、子育て家庭や女性を包括的に支援する体制の構築に252億円（同+13億円）が計上されている。

<sup>33</sup> 企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を政府が事業主に代わって支払う制度。

<sup>34</sup> 厚生労働省は、ホームページ<<https://www.mhlw.go.jp/stf/young-carer.html>>において、「法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています」としている。

## イ 児童虐待防止・社会的養育の推進、ひとり親家庭等の自立支援

### (ア) 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

補正予算では、虐待防止のための情報共有システムの整備など、ICT活用による児童虐待防止対策の強化に76億円、社会福祉施設等の耐災害性強化等に241億円が計上されている。

当初予算では、子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等も含めた地域における子どもの見守り体制の強化など、児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進に1,639億円（前年度と同額）が計上されている。

### (イ) ひとり親家庭等への就業支援を中心とした総合的支援

補正予算では、ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制の構築・強化に1.6億円、ひとり親家庭等の子どもの食事等支援に22億円が計上されている。

当初予算では、ひとり親家庭への相談支援体制の充実や、高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡充等の特例措置の継続、自立支援教育訓練給付金によるひとり親の就業支援の促進など、ひとり親家庭等の自立支援の推進に1,793億円（同+37億円）が計上されている。

## ウ 不妊症・不育症の総合的支援

補正予算では、令和4年度からの不妊治療の保険適用の円滑な実施に向け、年度をまたぐ一連の治療に対して、経過措置として助成金を支給するために67億円が計上されている。

当初予算では、令和4年4月からの不妊治療の保険適用に伴う負担分として145億円が計上されている。

## エ 総合的な子育て支援

補正予算では、「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備・人材確保に515億円が計上されている。

当初予算では、同プランを始めとした総合的な子育て支援のために969億円（前年度と同額）が計上されている。そのうち、保育の受け皿整備に482億円（同▲120億円）、保育人材確保のための総合的な対策に284億円（同+93億円）が計上されている。

## (4) 安心して暮らせる社会の構築

### ア 地域共生社会の実現等

#### (ア) 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進

属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施を促進するために232億円（同+156億円）が計上されている。

#### (イ) 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺対策、孤独・孤立対策

補正予算では、個人向け緊急小口資金の特例貸付等<sup>35</sup>の各種支援の実施に5,621億円、

<sup>35</sup> 緊急小口資金については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯を対象に、貸付上限額20万円以内、措置期間を1年

生活困窮者・ひきこもり支援体制、自殺防止対策、孤独・孤立対策の強化等に66億円が計上されている。

当初予算では、生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保するほか、生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労等による自立支援の強化等を進めるため、2兆8,013億円（同▲205億円）が計上されている。また、生活困窮者等の自立支援の強化、住居確保給付金等による住まい確保の支援に594億円（同+39億円）の内数が計上されている。

#### （ウ）成年後見制度の利用促進

当初予算において、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進に5.1億円（同▲0.8億円）、意思決定支援の推進等による権利擁護支援の強化に新規に1.3億円が計上されている。

#### イ 障害児・者支援等、依存症対策の推進

補正予算では、医療的ケア児支援センターの開設の促進に0.71億円が計上されている。

当初予算では、同センターの設置の推進等のために17億円（同+8.1億円）が計上されている。また、障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービス等を総合的に確保するために1兆7,960億円（同+1,171億円）が計上されているほか、依存症対策の推進に9.5億円（同+0.1億円）が計上されている。

#### ウ 水道、戦没者遺骨収集、年金、被災地支援等

##### （ア）水道の基盤強化

補正予算では、水道施設の耐災害性強化等に395億円<sup>36</sup>が計上されている。

当初予算では、水道の基盤強化に387億円（同▲8億円）が計上されている。

##### （イ）戦没者遺骨収集等の強力な推進

当初予算において、戦没者遺骨収集等の強力な推進に33億円（同+5億円）が計上されている。

##### （ウ）安心できる年金制度の確立

当初予算において、基礎年金の2分の1に係る国庫負担分や年金生活者支援給付金<sup>37</sup>の支給等に要する費用として、12兆6,857億円（同+644億円）が計上されている。また、日本年金機構による公的年金業務等の着実な実施に3,186億円（同▲84億円）が計上されている。

##### （エ）原爆被爆者の援護

広島「黒い雨」訴訟<sup>38</sup>を踏まえた対応として、新たに援護施策の対象となる方々に対す

---

以内、償還期限を2年以内、無利子かつ保証人不要としている。また、総合支援資金については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯を対象に、貸付上限額2人以上世帯月20万円以内・単身世帯月15万円以内、貸付期間原則3月以内、措置期間1年以内、償還期限10年以内、無利子かつ保証人不要としている。

<sup>36</sup> 他省分を含む。

<sup>37</sup> 公的年金等の収入金額や所得が一定基準額以下の者に対して消費税財源を活用して給付する。全額国庫負担であり、その経費として当初予算に5,220億円が計上されている。

<sup>38</sup> 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（平成6年法律第117号）の対象外地域で「黒い雨」を浴びて健康被害を受けたとする84名が、被爆者健康手帳の交付を求めた訴訟。令和2年7月29日に広島地方裁判所

る支援を含めて、補正予算では4.1億円、当初予算では1,226億円（同+43億円）が計上されている。

#### （オ）被災地における心のケア支援等

当初予算において、被災地における心のケア支援<sup>39</sup>に0.54億円（同▲0.14億円）及び被災者支援総合交付金115億円（同▲10億円）の内数が計上されているほか、被災地における福祉・介護サービス提供体制の確保<sup>40</sup>に2.9億円（同▲0.3億円）が計上されている。

## 4. おわりに

令和3年度補正予算及び令和4年度予算では、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に多額の予算が投じられている。しかし、予算編成過程では、後期高齢者医療における窓口負担2割の実施時期の決定やリフィル処方箋の導入など、全世代型社会保障の推進や医療制度の改革のための取組もあった。また、雇用保険料率の見直しなど、いわゆるコロナ禍において傷ついた財政の健全化に向けた取組も始められている。

岸田内閣は、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした「新しい資本主義実現会議」を立ち上げ、成長戦略と分配戦略を緊急提言として取りまとめるなどしている。また、全世代型社会保障構築会議の下で開催されている公的価格評価検討委員会では、看護、介護・障害福祉職員、保育士等・幼稚園教諭の今後の処遇改善について、収入の引上げが持続的に行われる環境を整備する必要性等を明示した公的価格評価検討委員会中間整理を決定するなど、緊急提言に基づいた一部の取組は既に動き始めている。

しかし、これらの新しい取組が、目論見どおりコロナ後の新しい社会の形成に資するか否かは未だ不明瞭である。新型コロナウイルス感染症の影響が今後も続くことが想定される中で、経済を再生しつつ、コロナ禍以前より継続してきた全世代型社会保障の構築を実現する必要がある。

（いしかわ しゅん）

---

が手帳の交付を認める判決を下し、令和3年7月14日の広島高等裁判所の控訴審で第一審が支持された。その後7月26日に政府は上告を断念し、国敗訴が確定した。

<sup>39</sup> 一部が東日本大震災復興特別会計計上項目。

<sup>40</sup> 東日本大震災復興特別会計計上項目。